

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
第三 基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等 一〇六 (略) 七 医療観察認知療法・認知行動療法の施設基準 (1) (略) (2) 医療観察認知療法・認知行動療法口にあつては、(1)の基準に加え、当該指定通院医療機関内に認知療法・認知行動療法について経験等を有する専任の常勤看護師が一名以上配置されていること。 八 (略) 九 医療観察二十四時間対応体制加算の基準 通院対象者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に、常時対応できる体制にある場合であつて、計画的に訪問することとなつていない緊急時訪問を必要に応じて行うことができる体制にあること。 (削る) (削る) (削る)	第三 基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等 一〇六 (略) 七 医療観察認知療法・認知行動療法の施設基準 (1) (略) (2) 医療観察認知療法・認知行動療法ハにあつては、(1)の基準に加え、当該指定通院医療機関内に認知療法・認知行動療法について経験等を有する専任の常勤看護師が一名以上配置されていること。 八 (略) 九 医療観察訪問看護療養費に係る訪問看護事業型指定通院医療機関の基準等 (1) 医療観察二十四時間対応体制加算の基準 通院対象者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に、常時対応できる体制にある場合であつて、計画的に訪問することとなつていない緊急時訪問を必要に応じて行うことができる体制にあること。 (2) 医療観察二十四時間連絡体制加算の基準 通院対象者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に、常時対応できる体制にあること。 (3) 医療観察特別地域訪問看護加算に係る厚生労働大臣が定める地域 イ 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域

十	医療観察特別地域訪問看護加算に係る厚生労働大臣が定める地域
(1)	離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域
(2)	奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島の地域
(3)	山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により振興山村として指定された山村の地域
(4)	小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島の地域
(5)	沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島
(6)	過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域

ロ	奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島の地域
ハ	山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により振興山村として指定された山村の地域
ニ	小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島の地域
ホ	沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島
ヘ	過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域
（新設）	